

枚方市教育委員会任期付職員採用選考 募集要項

(令和8年(2026年)4月1日付採用)

令和7年(2025年)7月
枚方市教育委員会

枚方市教育委員会では、市立中学校で支援教育の充実や生徒指導体制、学力向上の充実を図るために、枚方市の負担によって、令和8年(2026年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日までの1年間の任期(雇用期間)を定めた常勤の中学校講師を採用します。

受験資格や応募方法は次のとおりです。

1. 募集職種、採用予定人数及び受験資格

職種	募集教科	採用予定数	受験資格
中学校講師	全教科	12人程度	中学校教諭の出願教科の普通免許状を有すること

- (1) 国籍、年齢は問いません。
- (2) 資格要件は、令和8年(2026年)3月31日までに満たしていることを要します。
- (3) 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条に該当しないこと。(P3. P4. 参照)
- (4) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)に該当しないこと。(P4. 参照)

2. 応募方法(電子メールによる応募は受け付けません。)

(1) 持参による場合

- ①受 付 7月1日(火)から7月15日(火)まで
時間は午前9時から午後5時30分まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けません。
- ②提出書類 教育委員会所定の**採用選考申込書及び受験票**(切り離さないでください。)
- ③提出先 枚方市車塚1丁目1番1号 枚方市教育委員会 学校教育部 教職員課(輝きプラザきらら4階)
＜京阪枚方市駅より京阪バス「片鉾・中央図書館」下車すぐ＞

(2) 郵送による場合(封筒の表に「**受験申込**」と朱書きし郵便局の窓口にて「**簡易書留**」郵便で発送してください。)

- ①受 付 7月1日(火)から7月15日(火)まで ＜7月15日(火)の消印有効＞
- ②提出書類 教育委員会所定の**採用選考申込書及び受験票**(切り離さないでください。)及び **受験票返送用封筒**
☆「受験票返送用封筒」→長形3号封筒(サイズ23.5cm×12cm)に**110円切手**を貼付し、
「返送希望先の住所」「氏名・様」を記載しておいてください。
☆選考日2日前までに受験票が届かない場合は、お問い合わせください。

【応募にあたって同意いただく事項】

- ・申込書の記載事項に不備がある場合、書類をお返しすることがあります。これにより受付期間中に応募することができなくなったとしても、一切責任を負いません。
- ・選考に関する提出書類は、一切お返しできません。
※申込書等に記載された情報は、本選考の円滑な遂行のために用い、本要項10.による場合を除き、それ以外の目的には使用しません。また、枚方市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき適正に管理します。

3. 選考日時、方法及び会場等

(1) 第1次選考

- ①日 時 令和7年(2025年)7月30日(水) 受付時間 午前10時～午前10時15分
開場は午前10時ですので、それまでは来場しないでください。
- ②場 所 輝きプラザきらら ※会場は別途通知します。
- ③選考科目 筆記(午前10時30分～午前11時30分)
- ④持参する物 受験票、筆記用具

(2) 第2次選考

- ①日 時 令和7年(2025年)8月19日(火) ※詳細は別途通知します。
- ②場 所 輝きプラザきらら ※会場は別途通知します。
- ③選考科目 個人面接
- ④持参する物 受験票、筆記用具

【枚方市教育委員会任期付職員採用選考 第1次選考免除について】

今年度に枚方市教育委員会任期付講師として枚方市立小中学校に勤務し、令和8年(2026年)3月31日に任期満了となる方は、第2次選考からの受験となります。

【受験上の注意】

- ・選考会場へは、公共交通機関等を利用してください。
- ・選考会場内では、係員の指示に従ってください。指示に従わない場合、退場を命じることがあります。
- ・地震、台風等により選考の実施が危惧される場合は、選考当日の午前9時00分から午前9時30分までに教育委員会教職員課に問い合わせてください。(参照 8. 選考に関する問い合わせ先)

4. 結果発表

- ・第1次選考は8月上旬頃に、第2次選考は9月中旬頃に、それぞれ郵送にて結果を通知します。また、「枚方市ホームページ」において、合格者の受験番号を公表します。

5. 合格と採用

- ・選考合格者は、採用候補者名簿に登載します。ただし、受験資格がないことが明らかになったときは合格を取り消します。また、申込書、提出書類の記載内容に虚偽があったときは、同名簿から削除する場合があります。令和8年(2026年)4月1日以降、採用候補者名簿登載順に採用します(原則として、令和8年(2026年)4月1日に全員採用します)。
- ・選考合格者の他に補欠合格者を決定することがあります。合格者から辞退者が出た場合等、補欠合格者の成績上位者から採用候補者の繰上補充を行います。
- ・採用前に卒業(見込)証明書等の関係書類の提出や健康診断の受診が必要です。
- ・任期(雇用期間)は令和8年(2026年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日までとなります。

6. 勤務条件(条例等の改正により変動することがあります)

(1) 給料等

最終学歴	初任給月額(教職調整額、地域手当、義務教育等教員特別手当を含む)
大学卒	約292,000円
短大等卒	約275,000円

※金額は令和7年(2025年)7月現在

初任給月額は最終学歴(国家公務員の例に準じる)により上記のとおりです。なお、入職前の経歴に応じて市が定めるところにより加算することがあります。

この他、扶養手当・住居手当・通勤手当・期末手当・勤勉手当・退職手当の諸手当を条例等の定めるところにより支給します。

(参考) 期末手当・勤勉手当6月支給分・12月支給分計4.6月分

(※在職期間に応じて支給。勤務状況により減算することがあります。)

- (2)勤務時間 原則として午前8時30分から午後5時00分(休憩時間45分を含む)となっており、土曜日、日曜日、祝日、年末年始は休みとなります。
- (3)休 暇 年次有給休暇(20日付与)のほか、特別休暇(夏季、結婚等)などがあります。
- (4)社会保険 公立学校共済組合等に参加することになります。
- (5)兼業制限 許可なく他の仕事に従事することは、原則として認められません。(地方公務員法第38条「営利企業従事制限」)
- (6)そ の 他 枚方市教育委員会任期付講師として採用された方を対象に、教員としてのスキルアップを目的とした研修等の実施、また悩みや問題解決に向けた支援をおこないます。

7. 成績開示

不合格者に対しては、結果発表に合わせて成績(順位・得点・合格最低点)を送付します。

8. 選考に関する問い合わせ先

枚方市教育委員会事務局 学校教育部 教職員課 〒573-1159 枚方市車塚1丁目1番1号
TEL 050 (7105) 8040 FAX 072 (851) 2172

9. 申込書の記入上の注意事項について

申込書及び受験票の記入に際しては、次の注意事項に留意してください。

- 現住所…現在の住所を郵便番号から記入してください。また、日中に連絡が取れる連絡先を記入してください。
- 選考結果連絡先…現住所ではなく、他の場所に選考結果の連絡を希望する場合のみ記入してください。
- 免許…所有(見込みを含む)の教員免許状すべてについて必ず記入してください。
- 写真…同じ写真を2枚用意し、申込書と受験票のそれぞれに貼り付けてください。同一写真でないと受付はできません。

10. 講師等の採用に関する連絡のお願いについて

今回、募集する任期付中学校講師採用選考に合格とならなかった場合に、本市小中学校に勤務する講師等(臨時的任用教員)の採用に関する連絡を差し上げる場合があります。この連絡を希望されない場合は申込書の「☐ 講師等の採用に関する連絡を希望しない」の☐にチェックを入れてください。

○地方公務員法第16条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

○学校教育法第9条

次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられた者
- 二 教育職員免許法第10条第1項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 三 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※1 学校教育法第9条に定める教員等の欠格事由の一つである「拘禁刑以上の刑に処せられた者」には、

- ・ 拘禁刑以上の刑に付された執行猶予の期間
- ・ 拘禁刑以上の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得たときから、罰金以上の刑に処せられることなく10年を経過するまでの間の期間にある者も含まれるため、記入に当たって留意すること。

※2刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）の施行前にした行為に対して、禁錮以上の刑に処せられ（※1と同様、「禁錮以上の刑に処せられた者」に含まれるとされる場合も含まれます。）、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者は、拘禁刑以上の刑が定められている罪につき刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者とみなされます。

○民法の一部を改正する法律 附則（平成11年法律第149号）

第3条 旧法の規定による禁治産の宣告は新法の規定による後見開始の審判と、当該禁治産の宣告を受けた禁治産者並びにその後見人及び後見監督人は当該後見開始の審判を受けた成年被後見人並びにその成年後見人及び成年後見監督人とみなす。

2 旧法の規定による心神耗弱を原因とする準禁治産の宣告は新法の規定による保佐開始の審判と、当該準禁治産の宣告を受けた準禁治産者及びその保佐人は当該保佐開始の審判を受けた被保佐人及びその保佐人とみなす。

3 前項に規定する準禁治産者以外の準禁治産者及びその保佐人に関する民法の規定の適用については、第846条、第974条及び第1009条の改正規定を除き、なお従前の例による。

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）

第四四三条（人の資格に関する経過措置）

懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

輝きプラザきらら 案内図(選考会場)

住所：枚方市車塚1-1-1

選考日

第1次選考：7月30日（水）

電話：050-7105-8040

【 バスをご利用の方へ 】

京阪バス⑫⑬番（枚方市駅北口より北片鉾または小倉町行き）にご乗車の上、
片鉾・中央図書館バス停より歩いてすぐ ※自動車での来場はご遠慮ください。

